

狭い道路を広げて安全・安心なまちづくり



さぬき市内には、日照や通風の確保などの良好な生活環境の保持や、消防車や救急車などの緊急車両の通行や、災害の延焼を防ぐ役目を果たすなど、大変重要な役割を持つ生活道路のうち、これらの機能を十分に満たすことのできない幅員4m未満の狭い道（狭あい道路）が多数あります。

そこで、さぬき市では、平成24年10月1日から「狭あい道路拡幅整備事業」を実施し、良好な住環境の整備を進めることとしています。

さぬき市狭あい道路拡幅整備事業 にご協力ください



「狭あい道路」の内、市道に面して建築物を建築する場合、建築基準法に定められている4mの幅員を確保するため、セットバックしなければならない土地を市に寄附していただき、道路の拡幅整備を行い、良好な住環境の整備を進める事業です。

対象となる道路は？

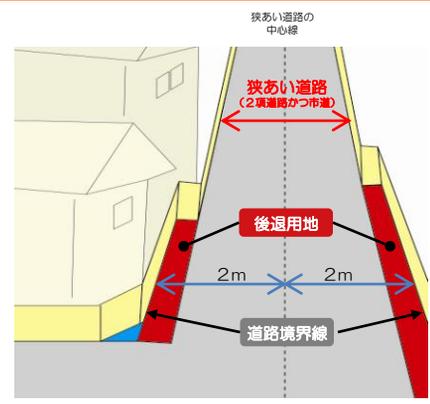
道路幅員1. 8m以上4m未満の市道で建築基準法第42条第2項に該当する「道路」が対象となります。



事業の対象者は？

対象道路で建築等を行い、後退用地を市に寄附する方

※後退用地を事情により市に寄附できない場合は、無償使用として事業を行います。
※既に改築等が終わってしまった方についても、後退用地の整備にご協力をいただける場合には、事業の対象とします。



市が行う整備等は？



土地所有者がすることは？

- 「測量、分筆又は所有権移転登記」
- 「無償使用の場合は、測量」
- 「道路整備（舗装工事など）」
- 「整備完了後に市道として管理」

- 「後退杭の設置」
- 「抵当権、質権、賃借権等の消滅」
- 「建築物、工作物等の移設又は撤去」

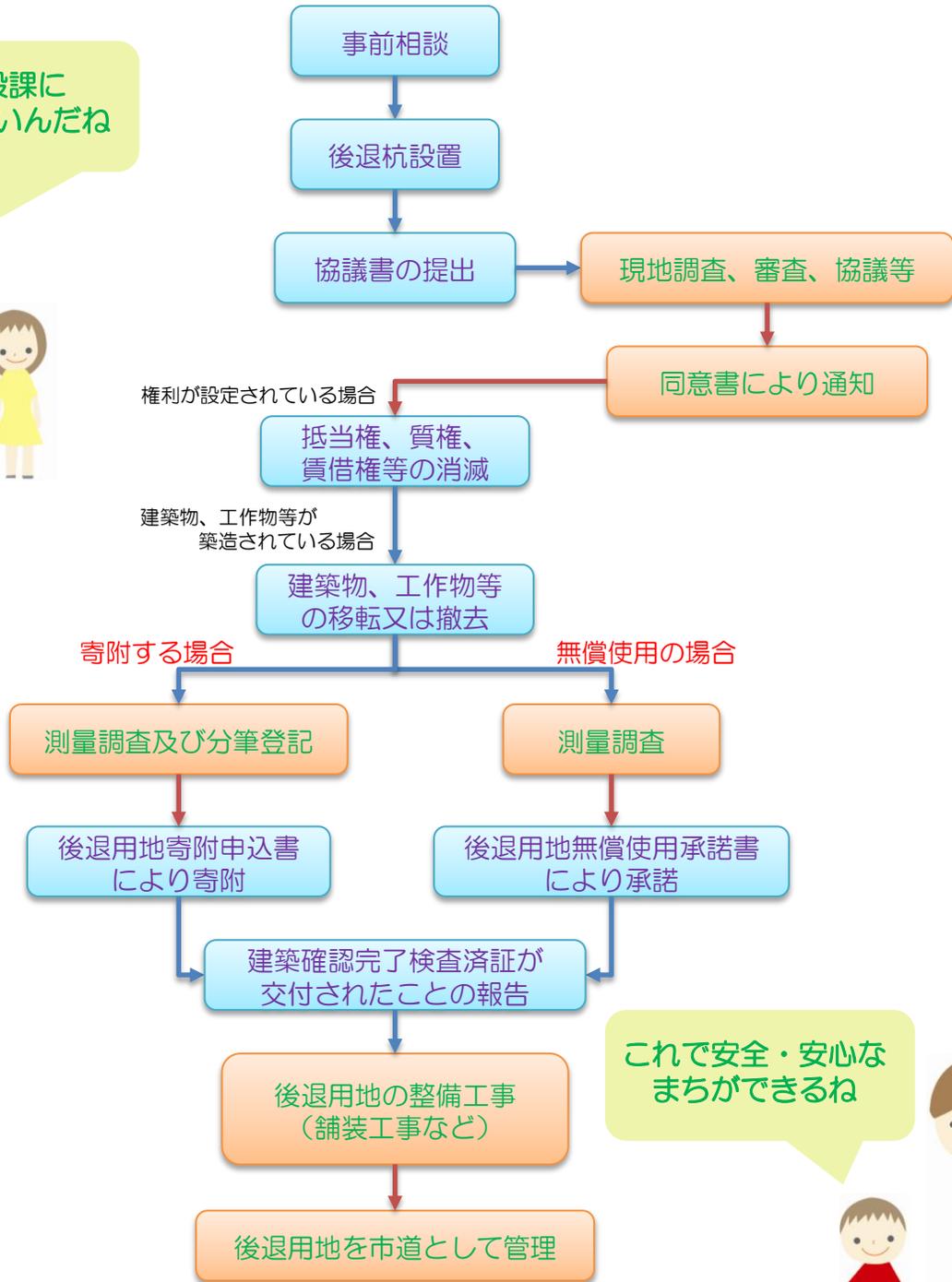
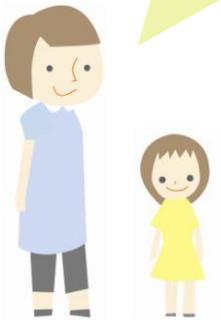
狭あい道路拡幅整備事業の流れ



土地所有者等

さぬき市

まずは建設課に
相談したらいいんだね



これで安全・安心な
まちができるね



お問い合わせ先

さぬき市 建設経済部建設課

〒769-2195 さぬき市志度 5385番地8

T e l . 087-894-1117

F a x . 087-894-3444